

令和2年度 第3回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和2年10月5日(月)
開催場所	青梅市役所災害対策本部室
出席者	<p>委員</p> <p>奥田晃久(明星大学特任教授) 青木まゆみ(市民委員) 野口翔平(市民委員) 嶋崎雄幸(嶋崎税務会計事務所副所長) 山崎克己(青梅商工会議所地域振興部長) 岩浪良夫(青梅市保育園理事長会会長・上長渕保育園理事長) 宮川美子(青梅梨の木保育園園長) 塩野治(青梅私立幼稚園協会副会長・ねむのき幼稚園園長) 増田優子(青梅市立今井小学校校長) 空野竜雄(株式会社モアスマイルプロジェクト事業担当) 川野薫(特定非営利活動法人子どもと文化のNPO子ども劇場西多摩常任理事) 関山利行(青梅市民生児童委員合同協議会理事)</p>
	<p>事務局</p> <p>渡辺(子ども家庭部長) 加藤(子育て推進課長) 増田(子ども家庭支援課長) 原島(健康課長) 太田(子育て推進課子育て推進係長) 並木(子育て推進課保育・幼稚園係長) 峯岸(子育て推進課施設給付係長) 大串(子ども家庭支援課支援係長)</p>
欠席委員	なし
議事	<p>○ 諮問 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>○ 報告事項</p> <p>(1) 青梅市病児保育所実施委託の開始について</p> <p>○ 協議事項</p> <p>(1) 施設型給付幼稚園への移行について</p>
傍聴人数	2人
配布資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 青梅市病児保育所実施委託の開始について</p> <p>資料2 施設型給付幼稚園への移行について</p>

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和2年度第3回の青梅市子ども・子育て会議を開催する。青梅市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、定足数に達しているため本会議は成立していることを報告する。また、議事録作成のため本日の会議も録音させていただく。 はじめに、事務局職員に異動があったため、紹介をさせていただく。 (事務局職員が、自己紹介を行う。)
事務局	以後の議事進行は会長に任せる。
会 長	議事に沿い進行する。3. 諮問について、事務局から説明を求める。
事務局	協議事項にあるとおり、施設型給付幼稚園への移行に伴う利用定員の設定について、諮問を求めるもの。 市長は公務のため、代理が諮問書を渡す。
	諮問書を会長に渡す。
会 長	それでは諮問については、後ほど協議事項で協議する。次に4. 報告事項(1) 青梅市病児保育所実施委託の開始について、事務局から説明を求める。
事務局	報告事項(1) 青梅市病児保育所実施委託の開始について説明する。 資料1 をご覧ください。 前回の会議で概要の報告をしているところだが、詳細が決まり、病児保育の実施が開始されたので説明する。 場所はNIKOLAND はいくえんの2階で、月曜日から金曜日、定員は1日4名までの予約制で午前8時30分から午後5時30分までの保育となる。 対象は、医師の診断を受け、当面の病状の急変は認められないが病気の回復に至っていないことから、集団保育が困難な、生後6か月～小学6年生までの子どもで、利用料は1回当たり2,000円である。 送迎対応として、一部地域で、その日の利用定員に空きがある場合に限り、保育園、幼稚園、小学校等の施設からの送迎をする。 利用開始後の9月の実績だが、利用者数が6人、延べ人数で8人の利用があった。参考に裏面にリーフレットを添付したので、参照のこと。
会 長	なにか質問はあるか。
委 員	送迎について、例えば保育園の園児が利用する場合は、保育士の付き添いが必要か。
事務局	病児保育所の保育士または看護師が送迎に付き添うため、保育所等の職員が付き添いをする必要はない。
会 長	リーフレットの利用案内で、いくつか病児を預かれない場合の記載がある。その記載の中に、当施設で預かりできないと判断した場合とあるが、属人的な判断に陥らないための判断基準をガイドラインの様なもので定めているのか。
委 員	運営規定の中で定めている。例えば、インフルエンザ、百日咳等は預かることができるが、規定の中で預けることができない指定感染症として風疹、はしか、

	<p>コレラ等を定めている。また、市内の感染症の発生状況等を考慮し、現場の状況判断として病児保育室の看護師や保育士が預かることができないと判断した場合も利用できない。</p>
会 長	<p>ガイドライン等の規定にもとづいた預かりの判断基準を、組織全体で順守することで、適切な病児保育室の運営をお願いしたい。</p>
会 長	<p>次に、4.協議事項（1）施設型給付幼稚園への移行について、事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>協議事項（1）施設型給付幼稚園への移行について説明する。資料2をご覧ください。 施設型給付幼稚園への移行について、福島学園幼稚園が従来型幼稚園から施設型給付幼稚園へ移行を希望するものである。 （1）移行を希望する理由は、利用定員を基準として運営費が給付される施設型給付幼稚園へ移行することにより経営の安定化を図り、教育理念に基づいた教育を行うものである。 （2）利用定員であるが、変更前は認可定員400人だったところ、変更後は認可定員を400人、利用定員を80人とする。 （3）移行希望の時期は、令和3年4月を予定している。 施設型給付幼稚園の移行に伴う市への財政的な影響であるが、概算で年間約1,500万円の財政負担増となる見込みである。 今後の流れだが、本日協議いただき、承認が得られれば、次回の会議で子ども・子育て会議から市への答申をいただく予定である。</p>
会 長	<p>なにか質問はあるか。</p>
委 員	<p>現在が認可定員400人だったものから、施設型給付幼稚園へ移行するに伴い認可定員が400人で利用定員は80人で設定するというので、人数にだいぶ開きがあるようだが、その理由はなにか。</p>
事務局	<p>福島学園幼稚園の現在の在籍児童が約100人である。卒園、入園児童の見込みを踏まえて園が利用定員を80人で設定をするものである。認可定員は東京都の認可手続きになる。福島学園幼稚園の考えとしては、認可定員は変更せずに利用定員を設定するものである。</p>
委 員	<p>市の財政負担が1,500万円増加するということだが、国や都の負担の関わりはどうなるのか。</p>
事務局	<p>負担率や対象経費によって異なるが、概算で国が1/2、都が1/4、市が1/4の負担割合となる。</p>
委 員	<p>保育園だと定員を自由に上げ下げできるものではなく、手続きを踏んで変更する必要がある。幼稚園も同じような流れか。</p>
事務局	<p>施設型給付施設の利用定員の設定という手続きの流れは同じである。</p>
委 員	<p>施設型給付へ初めて移行する際の設定のため、来年度の状況を見込んで利用定員の設定ができる。既に施設型給付に移行した園は、何か年分の在園児童の状況</p>

	<p>の推移をみて子ども・子育て会議で承認されないと変更できない。</p> <p>また、利用定員は公定価格の単価設定に関わるため、利用定員を少なくする方が、単価が高く設定されている。また、職員に対する処遇改善加算など、施設型給付施設への移行により受けることができる加算もあるため、移行を希望したのではないか。</p>
会 長	<p>認可定員と利用定員について、もう少しわかりやすく説明いただきたい。</p>
事務局	<p>利用定員については、概ね10人ごとに公定価格の単価設定がされており、児童1人にかかる運営費については、利用定員が少なくなるにつれて高くなるよう単価設定がなされている。</p> <p>例えば、利用定員を100人で設定した場合と80人で設定した場合、児童1人にかかる運営費は80人に設定された場合の方が1人当たり単価が高いため、園の収入が大きくなる。そのため来年度の実情に近い利用定員を設定した方が園は安定した運営を行うことができる。</p> <p>一方、認可定員というのは児童の単価設定には影響されない。また、変更に伴う東京都への事務手続きが必要であり、必ずしも実情に応じて下げる必要はない。</p>
委 員	<p>まず、施設型給付へ移行しても中身は変わらず、単価設定が変わるということだが、何故これまでは移行しなかったのか。次に、第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の施設型給付幼稚園の項目の数字には、私学助成の福島学園幼稚園は含まれていないのか。3点目として、市の施設型給付幼稚園と従来型幼稚園の内訳を伺う。</p>
事務局	<p>何故移行していなかったについては、福島学園幼稚園の考えもあるだろうから一般的な要因として申し上げる。従来型幼稚園では、保護者が負担する費用を自由に設定することができる。例として、保護者が教育理念に賛同して質の高い教育を受ける代わりに、比較的高額な入園料や月額費用を設定するのも可能である。都内の人気の高い幼稚園で、毎年定員を超える応募があるような園は施設型給付に移行せず従来型のままの方が園の収入が大きくなる。</p> <p>一方、施設型給付幼稚園になると、公定価格による単価設定がされるため、在園児童が少なくても安定的に運営を行うことができるという利点がある。</p> <p>福島学園幼稚園において、園のいろいろな事情があるだろうが、このタイミングで施設型給付幼稚園に移行を希望したということである。</p> <p>2点目、事業計画68ページに掲載されている幼稚園の欄には、私学助成の幼稚園も含んだ数字である。表題は施設型給付となっているが、市内の幼稚園・幼児園をすべて合算したものとなっている。</p> <p>3点目の6園の内訳は、既に福島学園幼稚園を除く5園は、施設型給付施設に移行している。福島学園幼稚園が移行すると市内の全ての幼稚園が施設型給付幼稚園となる。</p>
委 員	<p>子ども・子育て新制度が開始された平成27年度に保育園は全て施設型給付となったが、幼稚園は従来型の私学助成と施設型給付で選べることとなった。地方</p>

	<p>では大部分の幼稚園が施設型給付に移行したが、都内では定員割れもなくほとんどの幼稚園が私学助成を選択している。一方、多摩地域では児童がなかなか定員まで集められず、施設型給付に移行した方が安定的に運営できるメリットがあるため、市内でも徐々に移行が進んだような状況である。</p>
委員	<p>認可定員と利用定員の意味がわからないと、400人の定員があるのに80人の児童しかいないと、用語を知らない保護者が見るとマイナスの印象を受ける可能性があるため、やはり認可定員を減らした方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>認可定員については、福島学園幼稚園と東京都が判断する部分である。委員からあった御意見を福島学園幼稚園に伝える。</p>
委員	<p>各幼稚園は来年度の募集の際に、何歳児を何人募集しますという募集人員を出す。その募集人員は利用定員に合わせた数字になってくるので、保護者への誤解の心配はないと思う。</p>
委員	<p>利用定員を400人で残す理由としては、やはり東京都への事務手続きが相当煩雑なのか。</p>
委員	<p>認可定員を400人から変更するのに、幼稚園としてはメリットがない。公定価格に影響もないし、東京都への変更に関する事務手続きは相当大変である。例えば、園舎の建替え等で面積等が変更になるのであれば、それに合わせた認可定員の変更も検討するところだが、認可定員の変更は事務手続きが煩雑で、私学審議会にかけなければならない。施設型給付費への移行は利用定員を設定すれば、その利用定員に応じた給付費を受けることができるので、メリットのない認可定員の変更への対応はなかなか難しい。</p>
会長	<p>それでは、協議事項(1)施設型給付幼稚園への移行について、承認することでよいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしのため、協議事項(1)施設型給付幼稚園への移行については、事務局案にて承認する。次回以降、準備ができた段階で、青梅市子ども・子育て会議からの市への答申を行う。</p>
会長	<p>その他について、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>市内の子どもに関わる新型コロナウイルス感染状況について報告する。市内の幼稚園では職員が1名陽性となった。保健所に相談のうえ、一定期間休園し、現在は感染者が広がることもなく再開をしている。また、市内の小学校および中学校の児童・生徒について1名ずつ陽性が判明した。小学校は当該学級を一定期間休みとし、中学校は当該生徒等を一定期間休みとして対応した。保健所の指導のもと今後も適切に対応していく。</p> <p>また、保育園や学童保育所については、職員および児童の感染の報告はないが、保護者や親族が濃厚接触者と保健所に判断され、PCR検査を受けるような事例は毎週のように報告されている。</p> <p>保育所、幼稚園、学童保育所等に従事している職員の方々には、これまでも感染防止に向けた取組を実施していただいている所であるが、引き続き市としても</p>

	可能な支援を行っていくので、今後も感染防止に向けた対策をお願いしたい。
会 長	他に委員から何かあるか。
委 員	二人目の子どもが5月に生まれた。ロタウィルスのワクチン接種が10月から定期接種となるが、同学年でありながら公費で賄えない期間に生まれた子どもについて、八王子市などは無料の接種を実施していると聞いた。青梅市でもそういう制度があるといいのだがどうか。
事務局	ロタウィルスワクチンの定期接種については、8月以降生まれた子どもに対してとなっており、青梅市では遡っての接種はない状況である。財政的に厳しく難しい状況であるが、御意見として持ち帰る。
会 長	それでは、次回会議を11月16日(月)、場所は2階災害対策本部室として、令和2年度第3回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。

会議録を確認したことをここに署名する。

令和2年 月 日